皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月十九日アフガニスタン国の独立記念日につき、同月十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 26 年８月 20 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	53号	津山市南町一丁目94番から同市南町一丁目18番２までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 26 年８月 20 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	188号	柳井市南町四丁目882番５から同市南町五丁目917番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 26 年８月 20 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	190号	山陽小野田市大字西高泊字ワカリ640番１から同市西高泊字神田前599番１までの上下線

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者である野村昭典の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年８月 20 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年８月29日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

第 100 回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第100回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成 26 年８月 20 日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日　平成27年２月28日（土曜日）及び３月１日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

３　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

４　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第１号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものに限る。）（以下「６年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（平成27年３月25日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第２号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年４月１日以降に、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑶　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第２条及び第３条の規定に基づく受験資格

ア　改正法の施行日（平成18年４月１日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第１号に該当する者

イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第２号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第１号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。）（以下「４年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第１条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第５号）様式第７により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。